

一般社団法人日本小児神経学会　社会保険・薬事委員会細則

第1条　委員会の目的

小児神経の診断・治療に関わる薬剤、診断・治療技術の保険適応の拡大を日本小児科学会社会保険委員会、薬事委員会との協働で推進していく。

第2条　小委員会

本委員会では社会保険小委員会と薬事小委員会を置き、両委員会委員長の下で活動する。必要に応じて両小委員会が連携して活動する。

第3条　委員会規則

委員の任期、定員、副委員長については別途、社会保険小委員会細則、薬事小委員会細則に定める。

平成27年7月25日 制定